

福利厚生施設規定

第 1 条（福利厚生施設の名称）

リファレンス湯布院山荘（以下、「山荘」という。）と称する。

第 2 条（利用対象者）

（株）リファレンス、（株）プロスパー、相部広告（株）及び（株）コマーシュ福岡の役員及び従業員並びにその家族（役員・従業員の配偶者・子供・孫・父母・祖父母等）（以下、「（株）リファレンス関係者」という。）を含むものとする。また、リファレンス湯布院山荘宿泊規約・約款第 1 条（適用範囲）第 1 項（以下、「部外者」という。）も含むものとする。

第 3 条（管理運営）

山荘の管理運営に関する責任者は、（株）リファレンスの総務部長とする。

第 4 条（利用申込み）

山荘を利用しようとするものは、利用申込書（別紙—1）に必要事項を記入の上、総務部長の許可を得るものとする。

第 5 条（鍵の管理及び鍵の授受）

山荘の鍵は、（株）リファレンスの総務部長が管理する。山荘利用者は、入所前総務部長から鍵を預かり、退所後速やかに総務部長に返却するものとする。

第 6 条（山荘の利用時間）

原則として、別に定めるリファレンス湯布院山荘宿泊規約・約款に準ずる。ただし、入所・退所当日に山荘の利用者が他にいない場合は、到着日の午前 9 時から出発日の午後 4 時まで利用できる。

第 7 条（利用料金）

（株）リファレンス関係者は、1 泊につき 2 名までは一家族 1,000 円とし、合計利用者 3 名以上の場合は、一家族一律 3,000 円を上限とする。連泊の場合はその日数の倍数の額とする。ただし、部外者が同伴の場合は、同伴者一人につき 2,000 円を加算する。

第 8 条（利用代金の精算）

山荘利用者は、山荘退所後速やかに精算する。

第 9 条（その他）

山荘の利用について必要な事項については、「湯布院ログハウス村管理組合規約」及び別に定める「リファレンス湯布院山荘利用規約」に準ずるものとする。

附則

この規定は、平成 22 年 12 月 10 日から施行する。